

西成特区構想におけるあいりん地域を中心とした結核対策の拡充について

あいりん地域を中心とする西成区の結核事情を改善を図るため、集中的にあいりん地域への結核対策を講じる。

●目標

平成23年3月に策定した「第2次大阪市結核対策基本指針」において、平成32年を目標に結核罹患率を半減させるため、各種結核対策事業を推進しているが、今般、集中的にあいりん地域への結核対策を講じることにより、西成特区構想終了の目安とされる平成29年までに西成区及びあいりん地域の新登録患者数を半減させる。

	平成21年 (2次指針基礎数値)	⇒	平成29年 (特区構想最終年)	←	平成32年 (2次指針最終年)
西成区 (内 あいりん地域)	290人 165人	⇒	145人以下 80人以下	前倒し	145人以下 80人以下

●施策の概要

①結核健診の拡充

1人でも多くの方が受診できる健診体制を整備する。

- ・ 区保健福祉センターで毎日（開庁日）健診を実施
- ・ 65歳以上の生活保護受給者は、確認医療制度を活用し医療機関にて健診を実施
- ・ あいりん地域において、地域の方々と連携し検診車を住民のより身近に配車し健診を実施
- ・ あいりん地域の医療機関において、地域住民を対象とした健診を実施

	現 行			拡 充 後		
	健診内容・対象者	実施回数	受診者数	健診内容・対象者	実施回数	受診者数
西成区 区 民	【一般定期健康診断】 ・ 15歳以上の区民	月1回	840人	【一般定期健康診断】 ・ 15歳以上の区民 ≪拡充内容≫ ・ 保健福祉センターでの毎日健診 ・ 地域等と連携した65歳以上の高齢者への積極的勧奨 ・ 生活援助担当と連携した生活保護新規申請者への積極的勧奨	週5回	16,240人
	【行事等との併設した健診】 ・ 15歳以上の区民	年2回		変 更 な し		
				≪拡充内容(新規)≫ 【医療機関での健診】 ・ 65歳以上の生活保護受給者を対象	週6回	

あいりん地域住民	【検診車における健診】 ・あいりん地域居住者 (労働センター周辺で実施)	月3～6回	6,400人	【検診車における健診】 ・あいりん地域居住者	月3～6回	19,050人
				≪拡充内容≫ ・簡易宿泊所やサポータータイプハウスの管理人等と連携し、より身近で健診を実施		
				≪拡充内容(新規)≫ 【医療機関での健診】 ・あいりん地域内の医療機関において地域居住者を対象に健診を実施	週6回	
	【保健所分室での健診】 ・あいりん地域居住者	週5回		変 更 な し		
受診者見込み数		現行：7,240人		⇒		拡充後：35,290人

②診療体制の拡充

あいりん地域内の医療機関（主に大阪社会医療センター）において的確な診断・適正な治療を行えるよう大阪府等と連携し、専門医師の確保に努める。

③DOTS（服薬支援）の拡充

- ・患者の容態に応じて柔軟に対応できる体制の整備。
- ・DOTSの実施者の集いの開催。
- ・ピアサポーターを活用したDOTSの実施者の集いの開催。

	現 行		拡 充 後	
	DOTS内容	実施回数	DOTS内容	実施回数
西成区民	【訪問型】 ・対象者宅等を訪問しDOTSを実施 【医療機関】 ・通院先の医療機関等でDOTSを実施 【薬局】 ・自宅や通勤先の身近な薬局でDOTSを実施	週6回 週6回 週5回	変 更 な し	
あいりん地域住民	【拠点型】 ・社会医療センターに対象者が来院しDOTSを実施 【訪問型】 ・対象者宅等を訪問しDOTSを実施	週6回 週5回	≪拡充内容(新規)≫ 【一体型】 ・対象者の状況に応じた柔軟DOTSを実施し、できる限り対面での服薬確認を行う	週6回
			≪拡充内容(新規)≫ 【「DOTS実施者の集い」の開催】 ・定期的にDOTS実施者や終了者(ピアサポーター)等との交流を図り、服薬意欲の維持・向上を目指し、服薬中断の防止を図る	月1回程度

●実施体制の確保

集中的に上記事業を推進するにあたり、体制の整備が必要であり、平成24年8月から西成区に「結核対策チーム」を設置し、西成区の結核事情のさらなる改善を目指す。

●市内における結核病床の確保

健診の拡充により、短期的には結核患者の増加が見込まれる中、大阪市内をはじめ大阪府域において結核病床が極めて少ない状況であることから、大阪市内十三市民病院において結核病床の増床（17床→39床）を図る。〔平成25年9月運用開始予定〕

なお、病床の増床を図るには専門医師の確保が必要であり、大阪府にも確保に向けた協力を依頼している。